

議案第49号

所沢市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

所沢市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 6月 1日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

北野公園市民プールの使用料について、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市都市公園条例の一部を改正する条例

所沢市都市公園条例（昭和45年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1 公園施設の規定中 「児童・生徒

高校生	1回につき
小・中学生	1回につき

320円
160円

を

児童・生徒	高校生	1回につき	320円
	中学生	1回につき	160円
	小学生	無料	

に改

め、同表備考2中「小・中学生」を「中学生」に改め、同表備考3に後段として次のように加える。

この場合において、許可した未就学児の使用料は無料とし、当該未就学児の付添人の使用料は、規定使用料にかかわらず、当該未就学児1人につき2人まで無料とする。

別表第3備考4を次のように改める。

- 4 小学生が水泳プールを利用する場合において付添人がいるときの当該小学生の付添人の使用料は、規定使用料にかかわらず、当該小学生1人につき2人まで無料とする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。